



# 短期語学研修プログラム「旅行プラン」「現地集合・解散プラン」その他のご旅行条件

の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

## 11. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

## 12. 添乗員、アドバイザーの業務

(1) 当社は、旅行の内容により添乗員、アドバイザー等を同行させて上記第10項に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。(2) 前号の添乗員その他の者が業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

## 13. 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じる場合があります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はおお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 14. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があったときに限ります。
- (2) お客様が以下に列示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
  - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
  - ②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
  - ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
  - ④官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
  - ⑤盗難
  - ⑥食中毒
  - ⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらに生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた(1)の損害については、その規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

## 15. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令・公序良俗に反した行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 16. 特別補償

- (1) 当社は上記第14項に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物に被った一定の損害について、死亡補償金（2,500万円） 後遺障害補償金（2,500万円を上限）入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。但し、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。
- (2) 当社が、募集型企画旅行契約約款第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
- (3) お客様が旅行参加中に被らねた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、疾病等のほか、旅行日程に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スライダー、ハングライダー・搭乗、軽起重動力機（モーター・ハングライダー、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。但し、当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する企画旅行（オプションツアー）については主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。
- (5) 本項（1）にかかわらず、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

## 17. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるもの）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日目以内にお客様に対して支払います。但し、当該変更について当社に責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
  - ① 次に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金を支払いません。
    - イ. 天災地変、戦乱
    - ハ. 暴動
    - ニ. 官公署の命令
  - ホ. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
  - ヘ. 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - ト. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置
- (2) 第3項の規定により募集型企画旅行契約が解除された部分にかかわる変更は、変更補償金を支払いません。
- (3) 旅行サービスを受ける順序が変更になった場合で、旅行期間中に当該旅行サービスを受けることができた場合、変更補償金を支払いません。
- (4) 上記にかかわらず、当社が一つの旅行契約につき支払う変更補償金の額は、旅行者1名につき旅行代金の15%を乗じて得た額を上限とします。また、一つの企画旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、変更補償金は支払いません。当社はおお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (5) ③

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件当たりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日または終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含む）、その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0	2.0

4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。  
 (注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。  
 (注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。  
 (注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。  
 (注5) 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。  
 (注6) 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

## 18. お客様が発発までに実施する事項

- (1) パスポート  
パスポートをお持ちでない方、またその有効期限が切れている方は、いまずくに有効なパスポートをご用意ください。
- (2) 衛生情報  
渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
- (3) 海外危険情報  
渡航先（国又は地域）によっては、外務省の海外危険情報など、安全に関する情報が出ている場合があります。最新の情報については、外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>、外務省海外安全相談センター（TEL03-5501-8162/外務省の閉庁日を除く9:00～17:00）、外務省海外安全情報 FAX センター（手元のFAXから電話0570-023300）などでご確認ください。

## 19. 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が発出された場合は「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。但し、当社が安全に對し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられると当社は所定の取消料をいただきます。

## 20. 海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。参加お申し込み後、海外旅行保険パンフレットをお渡しいたします。

## 21. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございまして、ご購入には十分ご注意ください。

## 22. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

## 23. 旅行条件の基準日

旅行代金は2018年9月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規制または2018年9月1日現在、国土交通大臣に認可申請中の航空運賃・適用規制を基準として算出されています。

## 24. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

## 25. 燃油サーチャージについて

- (1) 燃油サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。出発日や利用航空会社等により金額が異なります。旅行代金と併せて日本円でお支払いください。詳しくは、契約時にご案内申し上げます。
- (2) 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客様の同意を得た上で追加徴収し、減額された場合には、その減額分をすみやかに払い戻します。
- (3) お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、規定の取消料を申し受けます。但し、燃油サーチャージについて取引条件の説明および必要書面の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

## 26. 個人情報の取扱いに関して

- (1) 株式会社毎日企画サービスおよび株式会社毎日エデュケーション（以下「当社」といいます）は、留学・旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報（過去に取得したものを含みます）について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様が申込みいただきました留学・旅行において入学手続き及び運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他、当社では下記内容でお客様の個人情報を利用させていただきますことがあります。
  - ① 当社発行の留学パンフレットならびに学校パンフレットの送付
  - ② 当社からの関連する留学プログラム・旅行商品の各種キャンペーン、セミナー、イベントのご案内
  - ③ 留学・旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
  - ④ アンケートのお願い
  - ⑤ 特典・サービスの提供
  - ⑥ 統計資料の作成
- (2) 当社は当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり、必要となる最小限の範囲のものについて、当社が扱う留学プログラム・旅行商品ならびに催し物内容などの案内のために、これを利用させていただきますことがあります。
- (3) 外部委託について  
当社は旅行業及び留学支援事業に関する円滑なサービスを提供するため、また、円滑かつ効率的な事業活動を遂行するため、個人情報保護体制について一定の水準を満たしていると認める委託先に個人情報を預託することがあります。また、当該預託先における管理については必要かつ適切な監督を行います。
- (4) 個人情報の変更および訂正について  
お申込み時に提供された情報の変更・訂正・削除のお申し出は、ご本人からの要請であることを確認し、遅滞なく行います。
- (5) 個人情報に関する相談、苦情、開示請求  
下記までお問い合わせください。

株式会社毎日企画サービス 個人情報管理責任者 E-mail:web-master@mitabi.jp

株式会社毎日エデュケーション 個人情報管理責任者 E-mail:overseas@myedu.co.jp